北九州市測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査 等に関する規則

> 平成6年12月21日 最終改正 平成28年4月1日

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 一般競争入札 (第3条~第10条)

第3章 指名競争入札 (第11条~第13条)

第4章 随意契約(第14条)

第5章 補則(第15条)

付則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)、北九州市契約規則(昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。)その他の法令等に特別の定めがある場合を除くほか、市が発注する測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務等の委託契約又は請負契約を締結する場合の一般競争入札の参加資格及びその審査、指名競争入札の参加資格及びその審査並びに指名基準並びに随意契約の相手方の選定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(業務の種類)

- 第2条 市が発注する測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務等の種類(以下「業務の種類」という。)は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 測量業務
 - (2) 建築関係コンサルタント業務
 - (3) 設備設計業務
 - (4) 土木関係コンサルタント業務
 - (5) 地質調査業務
 - (6) 補償関係コンサルタント業務
 - (7) 前各号に掲げる業務以外の調査、測定、コンサルタント業務 第2章 一般競争入札

(一般競争入札の参加者の資格)

- 第3条 一般競争入札に参加することができない者は、契約規則第2条本文に定める者のほか、次 の各号のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 経営状態が著しく不健全であると認められる者

- (2) 一般競争入札に参加しようとする業務に関し、法律上必要とする資格を有しない者 (一般競争入札参加資格の審査の申請)
- 第4条 一般競争入札に参加しようとする者は、測量業務及び建設コンサルタント業務等入札参加 資格審査申請書(以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添付して市長に提出し、一般競 争入札に参加することができる資格(以下「一般競争入札参加資格」という。)の審査を受けな ければならない。
 - (1) 印鑑証明書
 - (2) 使用印鑑届
 - (3) 技術者経歴書
 - (4) 前3号に掲げる書類のほか、第3項及び第4項の規定による公告において定める書類
- 2 申請書の受付は、随時に行う受付(以下「随時受付」という。)及び第7条第1項の有資格業 者名簿を作成するために2年に1回行う受付(以下「定時受付」という。)とする。
- 3 市長は、随時受付を行うため、毎年度、北九州市公報により次の事項を公告するものとする。
 - (1) 業務の種類
 - (2) 一般競争入札参加資格に関する事項
 - (3) 一般競争入札参加資格の審査の申請の方法
 - (4) 一般競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
 - (5) 一般競争入札参加資格に関する文書を入手するための手段
 - (6) 前各号に掲げる事項のほか、市長が必要と認める事項
- 4 市長は、定時受付を行うときは、申請書の提出時期、受付場所、申請方法等を、あらかじめ、公告するものとする。

(参加資格の審査)

第5条 申請書を提出した者(以下「申請者」という。)の一般競争入札参加資格の審査は、北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成6年北九州市規則第59号。以下「建設工事規則」という。)第5条第1項の規定により設置された北九州市建設業者資格審査委員会(次条において「委員会」という。)において行う。

(資格の決定及び通知)

第6条 市長は、委員会の審査結果に基づき一般競争入札参加資格の有無を決定し、その結果を申請者に通知するものとする。

(有資格業者名簿)

- 第7条 市長は、定時受付に係る審査結果に基づき一般競争入札参加資格を有すると決定した者 (以下「有資格業者」という。)の名簿(以下この条、次条及び第9条において「有資格業者名 簿」という。)を作成する。
- 2 市長は、随時受付に係る審査結果に基づき有資格業者となった者については、直前の定時受付 に係る有資格業者名簿に追加して記載する。
- 3 定時受付に係る有資格業者の一般競争入札参加資格の有効期間は、第1項の規定に基づき記載 された有資格業者名簿の有効期間とし、随時受付に係る有資格業者の一般競争入札参加資格の有 効期間は、前項の規定により有資格業者名簿に追加して記載された日の翌日から当該有資格業者 名簿の有効期間の末日までとする。

4 有資格業者名簿の有効期間は、当該有資格業者名簿の作成の日の翌日から起算して2年間とする。

(変更等の届出)

- 第8条 申請者又は有資格業者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号 に掲げる者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。
 - (1) 第3条第2号又は政令第167条の4第1項に定める者に該当することとなったとき 申請者又は有資格業者
 - (2) 測量法 (昭和 24 年法律第 188 号) 第 55 条の 9 第 1 項各号又は建築士法 (昭和 25 年法律第 202 号) 第 23 条の 6 各号のいずれかに該当することとなったとき

当該各号に掲げる者

- 2 申請者又は有資格業者は、次に掲げる事項について変更を生ずることとなったときは、速やか にその旨を市長に届け出なければならない。
 - (1) 住所
 - (2) 氏名又は名称
 - (3) 代表者又は受任者の氏名
 - (4) 前3号に掲げる事項のほか、市長が必要と認める事項
- 3 市長は、前項の規定による届出を受けたときは、速やかに有資格業者名簿を訂正するものとする。

(一般競争入札参加資格を有する旨の決定の取消し)

- 第9条 市長は、有資格業者が、第3条各号に該当することとなったとき、又は偽りその他の不正な手段により有資格業者となったと認められるときは、一般競争入札参加資格を有する旨の決定を取り消し、有資格業者名簿から削除するとともに、その旨を当該決定を取り消された者に通知するものとする。
- 2 市長は、前条第1項の規定による届出があったとき、又は有資格業者から一般競争入札参加資格について辞退の申出があったときは、直ちに、一般競争入札参加資格を有する旨の決定を取り消し、有資格業者名簿から削除するとともに、その旨を当該決定を取り消された者に通知するものとする。

(競争参加資格委員会)

- 第10条 市長は、一般競争入札により契約を締結しようとする場合において、契約の性質又は目的により、当該入札を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、一般競争入札参加資格を有する者について、更に、当該入札に参加する者の事業所の所在地、その者の当該契約に係る業務の経験及び技術的適性の有無等並びに指名停止の状況に関する必要な資格を定め、当該一般競争入札参加資格を有する者による当該入札を行うことができる。
- 2 前項に規定する一般競争入札の参加者の資格の決定及び審査は、建設工事規則第 10 条第 2 項 の規定により設置された北九州市建設業者競争参加資格委員会において行う。

第3章 指名競争入札

(指名競争入札の参加者の資格)

第11条 第3条から第9条までの規定は、指名競争入札の参加者の資格について準用する。

(指名基準)

- 第12条 市長は、指名競争入札に参加させようとする者を指名する場合においては、前条において準用する第7条第1項の規定により作成する有資格業者名簿に記載されている業者のうちから選定しなければならない。ただし、特に緊急を要する業務及び特別の技術を要する業務等特別の事由がある場合は、この限りでない。
- 2 前項本文の規定による選定に当たっては、次に掲げる事項を勘案しなければならない。
 - (1) 経営及び信用の状況
 - (2) 不誠実な行為の有無
 - (3) 業務成績
 - (4) 地理的条件
 - (5) 技術的適性
 - (6) 手持業務の状況
 - (7) 指名及び契約の実績
 - (8) 前各号に掲げる事項のほか、当該業務についての適否

(業者の選定)

第13条 建設工事に係る測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務等に係る前条第1項 本文の規定による選定は、建設工事規則第15条第1項の規定により設置された北九州市建設工 事等業者選定委員会において行う。

第4章 随意契約

(随意契約の相手方の選定)

第14条 随意契約の相手方の選定については、前2条の規定を準用する。

第5章 補則

(様式)

第15条 この規則の施行に関し必要な帳票の様式については、技術監理局長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成7年6月1日から施行する。ただし、第2条から第8条まで、第11条(第3条から第8条までの規定の準用に関する部分に限る。)及び第15条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 市が発注する測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務等の委託契約又は請負契約を 締結する場合の指名競争入札に参加する者の選定及び随意契約の相手方の選定については、平成 7年5月31日までの間は、なお従前の例による。
- 3 定時受付を平成7年に行う場合においては、その後3年間は、第4条第2項(第11条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、定時受付を行わないものとする。この場合において、当該定時受付に係る有資格業者名簿の有効期間は、第7条第4項(第11条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該有資格業者名簿の作成の日の翌日から起算して3年4月間とする。

付 則

(施行期日)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条中北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則第3条第2項及び第6条第4項の改正規定は、平成10年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 市が発注する測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務等の委託契約又は請負契約を 締結する場合の一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査の申請の随時受付及びその審 査については、平成10年9月30日までの間は、なお従前の例による。
- 3 市が発注する測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務等の委託契約又は請負契約を 締結する場合の一般競争入札に参加する者の参加資格、指名競争入札に参加する者の選定及び随 意契約の相手方の選定については、平成10年9月30日までの間は、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月16日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の規定は、この規則の施行の日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘因に 係る契約で同日以後に締結されるものについては、適用しない。

付 則

(施行期日)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。